

第18号議案

加東市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市消防団条例の一部を改正する条例

加東市消防団条例（平成18年加東市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「55,000円」を「77,000円」に、同条第4号中「25,000円」を「36,000円」に、同条第5号中「13,500円」を「18,000円」に、同条第6号中「9,500円」を「13,000円」に、同条第7号中「8,000円」を「12,000円」に、同条第8号中「7,000円」を「11,000円」に改める。

第14条第1項中「規則で定めるよころにより次の手当を支給することができる。」を「規則で定めるところにより次の手当を支給する。」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第18号議案 要旨

加東市消防団条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成29年3月に、加東市消防団のあり方検討委員会から提出された、「加東市消防団のあり方に関する提言書」において、短期的に取り組むべきものとして、「加東市消防団は近隣市町に比べ、報酬が低いと思われるため、消防団の処遇改善の見直し」について提言されている。また、消防庁からも、消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について（平成26年11月28日付け消防地第153号消防庁次長）、消防団員の報酬の引上げに係る通知があったことから、現行の団員階級ごとの職責及び近隣市町の報酬を総合的に勘案し、報酬額を引き上げるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 小隊長以下の階級の報酬額を改めること。（第13条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第14条関係）

3 市財政への影響

5, 166千円の増となる。

4 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(報酬)</p> <p>第13条 消防団員には、次に定める報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 205,000円</p> <p>(2) 副団長 " 123,000円</p> <p>(3) 小隊長 " <u>55,000円</u></p> <p>(4) 分団長 " <u>25,000円</u></p> <p>(5) 副分団長 " <u>13,500円</u></p> <p>(6) 部長 " <u>9,500円</u></p> <p>(7) 班長 " <u>8,000円</u></p> <p>(8) 団員 " <u>7,000円</u></p> <p>(手当)</p> <p>第14条 消防団及び消防団員には、予算の範囲内において、<u>規則</u>で定めるところにより次の手当を支給することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第13条 消防団員には、次に定める報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 205,000円</p> <p>(2) 副団長 " 123,000円</p> <p>(3) 小隊長 " <u>77,000円</u></p> <p>(4) 分団長 " <u>36,000円</u></p> <p>(5) 副分団長 " <u>18,000円</u></p> <p>(6) 部長 " <u>13,000円</u></p> <p>(7) 班長 " <u>12,000円</u></p> <p>(8) 団員 " <u>11,000円</u></p> <p>(手当)</p> <p>第14条 消防団及び消防団員には、予算の範囲内において、<u>規則</u>で定めるところにより次の手当を支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>